

がん予防重点健康教育及びがん検診実施のための指針 新旧対照表

改正後	改正前
第１ 目的 (略) 第２ がん予防重点健康教育 １ 種類 (略) ２ 実施内容 (１) ～ (５) (略) ３ 実施に当たっての留意事項 (１) ～ (５) (略) 第３ がん検診 １ 総則 (１) ～ (５) (略) (６) 事業評価 がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、受診率向上を含めた適切な精度管理の下で実施することが重要である。がん検診における事業評価については、<u>令和５年６月に厚生労働省がん検診のあり方に関する検討会においてとりまとめた報告書「がん検診事業のあり方について」</u>(以下「報告書」という。)において、その基本的な考え	第１ 目的 (略) 第２ がん予防重点健康教育 １ 種類 (略) ２ 実施内容 (１) ～ (５) (略) ３ 実施に当たっての留意事項 (１) ～ (５) (略) 第３ がん検診 １ 総則 (１) ～ (５) (略) (６) 事業評価 がん検診の実施に当たっては、科学的根拠に基づく検診を、受診率向上を含めた適切な精度管理の下で実施することが重要である。がん検診における事業評価については、<u>平成20年３月に厚生労働省「がん検診事業の評価に関する委員会」がとりまとめた報告書「今後の我が国におけるがん検診事業の評価に関する委員会」</u>がとりまとめた報告書「今後の我が

方を示しているところである。

報告書において、がん検診の事業評価は、一義的にはアウトカム指標としての死亡率により行われるべきであるが、死亡率減少効果が現れるまでに相当の時間を要すること等から、「技術・体制的指標」と「プロセス指標」による評価を徹底し、結果として死亡率減少を目指すことが適当とされた。この「技術・体制的指標」として、「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき最低限の精度管理項目」が示され、「プロセス指標」として、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率等の許容値が示された。

がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠である。

なお、報告書の「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に置き換えることとする。

報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

国におけるがん検診事業評価の在り方について」（以下「報告書」という。）において、その基本的な考え方を示しているところである。

報告書において、がん検診の事業評価は、一義的にはアウトカム指標としての死亡率により行われるべきであるが、死亡率減少効果が現れるまでに相当の時間を要すること等から、「技術・体制的指標」と「プロセス指標」による評価を徹底し、結果として死亡率減少を目指すことが適当とされた。この「技術・体制的指標」として、「事業評価のためのチェックリスト」及び「仕様書に明記すべき最低限の精度管理項目」が示され、「プロセス指標」として、がん検診受診率、要精検率、精検受診率、陽性反応適中度、がん発見率等の許容値が示された。

がん検診の事業評価を行うに当たっては、「事業評価のためのチェックリスト」等により実施状況を把握するとともに、がん検診受診率、要精検率、精検受診率等の「プロセス指標」に基づく評価を行うことが不可欠である。

なお、報告書の「事業評価のためのチェックリスト」については、国立がん研究センターが示す「事業評価のためのチェックリスト」（以下「チェックリスト」という。）に置き換えることとする。

報告書の見直しが行われた場合は、新たな内容に基づき事業評価を行うこととする。

2 胃がん検診 (1)～(5) (略) 3 子宮頸がん検診 (1)～(6) (略) 4 肺がん検診 (1)～(6) (略) 5 乳がん検診 (1)～(6) (略) 6 大腸がん検診 (1)～(7) (略) 7 総合がん検診 (1)～(4) (略) 8 その他 (1)～(3) (略)	2 胃がん検診 (1)～(5) (略) 3 子宮頸がん検診 (1)～(6) (略) 4 肺がん検診 (1)～(6) (略) 5 乳がん検診 (1)～(6) (略) 6 大腸がん検診 (1)～(7) (略) 7 総合がん検診 (1)～(4) (略) 8 その他 (1)～(3) (略)
改正後	改正前
(別紙) がん検診等実施上の留意事項 1 肺がん検診 (1)～(5) (略) 2 乳がん検診 (1) (略) (2) ① 指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の指導を行う。	(別紙) がん検診実施上の留意事項 1 肺がん検診 (1)～(5) (略) 2 乳がん検診 (1) (略) (2) ① 指導区分は、「要精検」及び「精検不要」とし、それぞれ次の指導を行う。

ア 「要精検」と区分された者 医療機関において精密検査を受診するよう指導する。 イ 「精検不要」と区分された者 次回の検診の受診を勧めるとともに、日常の健康管理の一貫として<u>ブレスト・アウェアネス</u>に関する指導を行う。 ② （略） 3 子宮体部の細胞診 （１）～（２） （略） 4 がん検診における管理者の取扱いについて （略）	ア 「要精検」と区分された者 医療機関において精密検査を受診するよう指導する。 イ 「精検不要」と区分された者 次回の検診の受診を勧めるとともに、日常の健康管理の一貫として<u>乳房の自己触診</u>に関する指導を行う。 ② （略） 3 子宮体部の細胞診 （１）～（２） （略） 4 がん検診における管理者の取扱いについて （略）
--	--